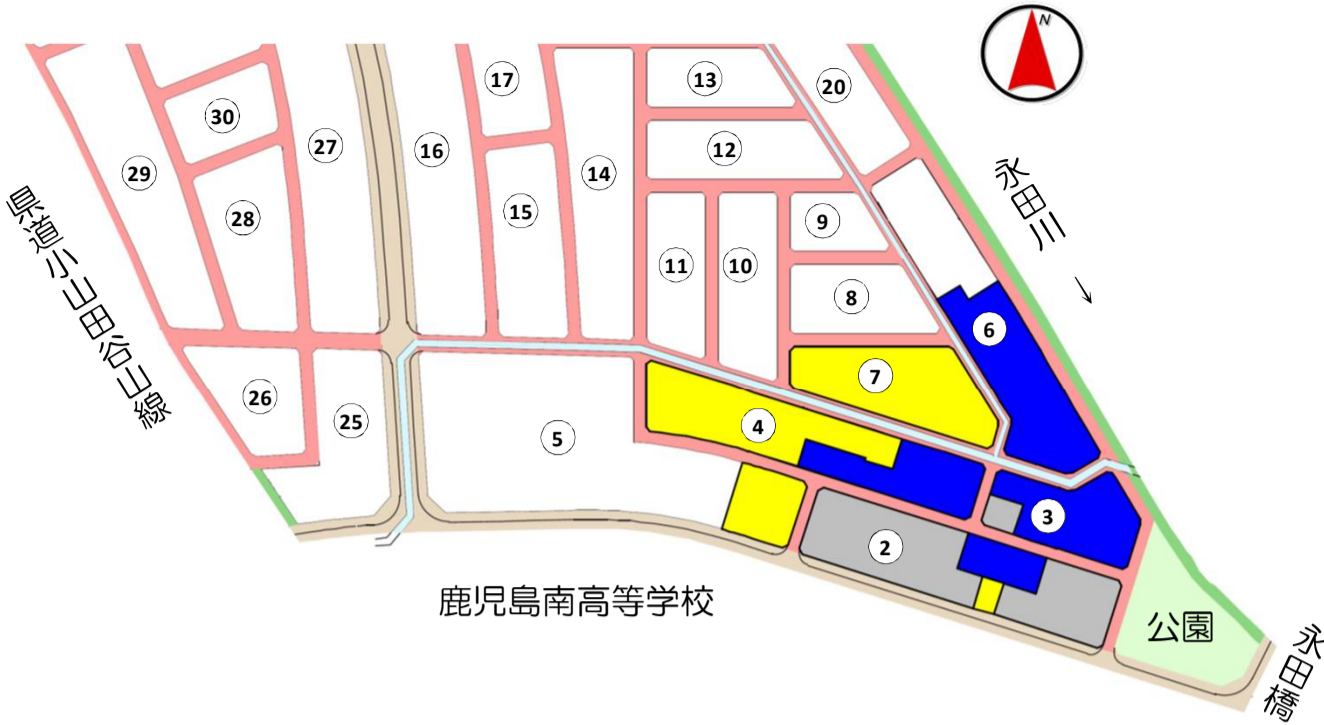


仮換地の引き渡し予定年度について

皆様のご協力のおかげで令和5年3月末時点で、左図の灰色着色部分の仮換地の引き渡しは完了しました。

今後の仮換地の引き渡しについては、青色着色部分を令和5年度、黄色着色部分を令和6年度に予定しております。

土地をお返しできていない皆様には大変ご迷惑をお掛けしておりますが、今後も可能な限り早期に、仮換地の引き渡しができるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。



仮換地の引き渡し予定年度	
	引き渡し済（R5.3末時点）
	令和5年度予定
	令和6年度予定

※道路築造や宅地整地、ライフラインの工事の進捗状況等により変更になる可能性がありますのでご了承ください。

共有物分割について

共有物分割は、時期により次のケース1〜ケース3のように必要な作業が異なります。

ケース1
仮換地指定前の場合

①境界立会、②現地測量、③分筆、④持分移転の作業が必要です。

ケース2
仮換地指定後〜換地処分前の場合

③分筆、④持分移転の作業が必要です。

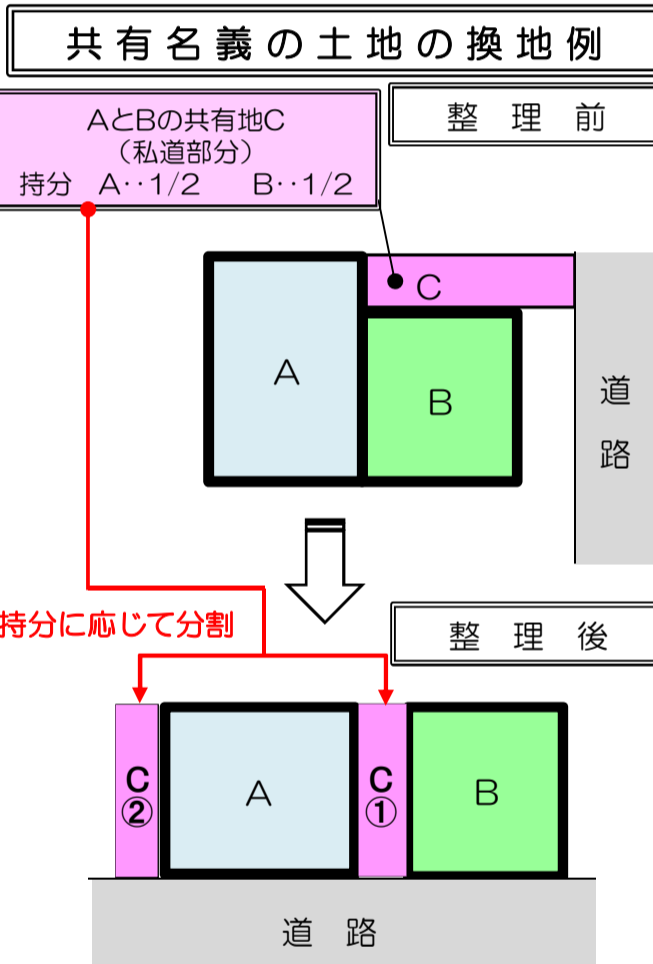
仮換地指定がされた場合、鹿児島市が所有する「現況公図調整図」を用いて作成された図面をもとに、土地の分筆をおこなうことができます。このため、①境界立会、②現地測量は不要になります。

ケース3
換地処分後の場合

④持分移転の作業が必要です。

換地処分により、換地に新たな地番がつくため、③分筆も不要になりますが、土地の名義は、共有名義のままなので持分移転（お互いの持分を放棄して単有名義にする方法）が必要です。

※なお、鹿児島市では名義変更を行うことができません。



皆様へのお願い

区画整理区域内において、次のような事項がある場合は、谷山市整備課まで届出・許可申請をお願いします。届出の様式は、直接、谷山市整備課までお越しいただくか、本市ホームページでも確認できます。

- 「届出」**
- ①所有権が移転した場合 【所有権移転届出書】
 - ②住所・氏名が変わった場合 【住所氏名変更届出書】
 - ③代理人を定めた場合 【代理人選任届出書】
 - ④所有者の代表者を定めた場合 【所有者の代表者選任届出書】
 - ⑤相続人の代表者を定めた場合 【相続人の代表者選任届出書】
 - ⑥借地権の申告をする場合 【借地権申告書】
- 「許可申請」**
- 建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行う場合
- 【土地区画整理法第76条に基づく許可申請】

登記情報提供サービスから取得した「登記情報」の取扱いについて

土地の名義人が変わったときに提出していただく「所有権移転届出書」については、法務局で取得した「登記簿謄本」の写しの添付をお願いしておりますが、令和4年4月から、「登記簿謄本」の写しの添付に代えて、「登記情報提供サービス」から取得した照会番号が記載された「登記情報」の添付でも可となりました。

＜登記情報提供サービスとは＞

法務局が保有する登記情報をインターネットを利用してパソコンの画面上で確認できる有料サービスです。詳細につきましては登記情報提供サービスのホームページをご覧ください。

※添付書類として利用する場合は、照会番号の取得も忘れずにお願います。

※既に他の申請に使用した照会番号は使用できないため、照会番号は申請ごとに取得してください。

※取得した照会番号には有効期限（照会番号を取得した日の翌日から100日間）がありますので、ご注意ください。